

各 医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木直己
(新型コロナウイルス感染症対策担当)

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」
及び唾液検体の採取方法について

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年3月3日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡がありました。

つきましては、次の内容について御了知くださいますよう、よろしく願いいたします。

1 概要

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、令和3年3月3日に改定され、唾液検体の自己採取について、「施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査の場合であって、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解した上で確認すること」とされました。これを踏まえ、高齢者施設の職員等のうち無症状の方に幅広く実施する検査において、当該施設の職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点が別添のとおりとりまとめられました。

また、当該指針については、旭川市のホームページにて掲載いたします。

2 関係通知掲載URL：

旭川市ホームページ上の、「ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て＞医療機関・薬局等＞お知らせ＞感染症に関する通知 令和2年度」に掲載